

特集論文

名誉殺人—現代インドにおける女性への暴力

田中 雅一*

Honour Killing: On the Violence against Women in Contemporary India

TANAKA Masakazu

Abstract

Honour killings refer to violence (bloodshed) as a means of removing the disgrace of a woman's immoral behavior which has brought dishonour to her family or community (her immediate family, relatives, village, caste, religious group, etc.) and restoring honour. Immoral behavior can range from premarital intercourse, to a marriage of which the parents do not approve (though reasons are varied), and to the wife's infidelity. As the name suggests, honour killings signify actual killings, but can also include murder attempts, abductions, and acts of violence other than those leading to death. They are a punishment specifically doled out to young people who rock the social order of traditional community symbolized by the parents' authority, that is, the "honour community." The purpose of this article is to investigate the reality and background of honour killings in North India. Through comparisons to *suttee* (*sati*, widow burning), we can also focus on the concepts of "savage" and "victim". Furthermore, contrasting the ideas of "honour community" with "grief community" will help to designate some new analytical framework.

要旨

名誉殺人とは、女性の不道徳な行為がその家族や帰属集団（家族、親族、村落、カースト、宗教集団など）にもたらす不名誉を取り除き、名誉回復の手段として行われる暴力（殺傷事件）である。不道徳な行為とは婚前の性関係、親が認めない婚姻関係（ただし、認めない理由はさまざまである）、そして妻の不貞などである。名誉殺人はその言葉から殺人を指すが、殺人未遂や拉致など、殺人以外の暴力も含めることができる。名誉殺人は、両親の権威によって象徴される伝統的な共同体、すなわち「名誉の共同体」の秩序を揺るがす若者にたいする処罰である。本稿の目的は、北インドにおける名誉殺人の実態と背景について考察することである。またサティ（寡婦殉死）との比較を通じて注目したいのは、名誉殺人をめぐる言説における、「野蛮」や「犠牲」

* 京都大学人文科学研究所教授

・ 2009-2011、編著『フェティシズム研究』全3巻、京都大学学術出版会。
・ 2011、共編『コンタクト・ゾーンの人文学』全4巻、晃洋書房。

という概念である。さらに「名誉の共同体」にたいする「哀しみの共同体」を対比させることで、あらたな分析枠組みを提示したい。

A murder is a murder is a murder. No amount of theology or anthropology can... explain it away
(Editorial. "The Law above all Customs," *Hindustan Times*, 2010.4.1) .

1. はじめに

植民地時代から、南アジアは女性への暴力で満ちみちていたようだ¹⁾。その最たるものとしてサティー（寡婦殉死）をあげることができる。本稿の目的は、サティーとの比較やスリランカの事例分析を通じ「名誉殺人（honour killing）」と呼ばれる殺人や傷害事件について考察することである。女性への暴力は、サティーや名誉殺人に限らない。南アジアの外へ目を向けると、女子割礼（女性性器切除）や纏足などの身体変工をも女性への暴力に含めることが可能である。近親の男性が死ぬたびに女性は指を一本ずつ切断しなければならないといったニューギニアでの慣習も女性への暴力と考えられる [田中 1998a]。

女性への暴力を考察する際考慮すべきことがらのひとつは、女性への暴力を正当化する地域の伝統をどう評価するかである。もうひとつは、伝統を重視すると反対に見えてこない個々人の事情である。この場合の事情とは、加害者の犯罪者としての資質や動機ではなく、伝統との葛藤という側面である。さらに、本稿で「言説の暴力」と呼ぶような、わたしたち外部の者による異文化の暴力の記述が生み出す異文化の固定化——オリエンタリズムといってもいいであろう——である。こうしたことを念頭に以下では現代インドが直面している女性への暴力を考えてみたい。

2. サティーをめぐる名誉の共同体と哀しみの共同体

まずサティーについて簡単に説明し、本稿での分析視点を提示したい。夫の遺体とともに寡婦が焼かれる「サティー」は、とくにラージプートのようなクシャトリヤ・ヴァルナに属する戦士カーストたちの伝統とみなされている²⁾。その起源は戦いに敗れた王の妻や娘たちが、敵に辱めを受ける前に自決したという事実求められる。伝統的な視点に従えば、これこそが最良の貞女の証であった。そして、サティーを行った女性は女神となって崇拜される。しかし、当時の南アジアを植民地支配していた英国人の眼にはたいへんむごたらしい慣習に見えた。はげしい論争の末に1829年にサティーを禁じる法令（Sati Pratha Abolition Act）が発効された。

しかし、これによってサティーが全面的に禁じられたわけではない。頻繁ではないが、独立後もサティーが北部インドを中心になされていた。その中でも1987年9月に起こったルーブ・カンワルのサティーほど内外の注目を浴びる事例はなかった。彼女は医学生を目指していた夫の突然の死に際し、サティーを行った。夫は24歳、妻は18歳。ともにラージプート・カーストに属していた。ルー

ブ・カンワルが若かったこと、結婚して8カ月しかたっていないことが、このサティーの悲劇性を高めることになった。この事件をきっかけにあらためてサティー禁止の動きが活発化する。以下では、1987年のサティーをめぐる論争を簡単に紹介しておきたい。

サティーの擁護者すなわち伝統主義者であるラージプートたちは、近代的な生活様式や政治・経済活動の浸透ゆえに、その誇るべき伝統あるいは栄光が失われつつあるという危機感を抱いている。サティーの擁護は、かれらのアイデンティティ・ポリティクス（ラージプートとしての権限の維持や獲得）の一部であり、たんなるノスタルジックな思いや反動的な態度では説明できない。より現代的な意味を持っているのである。サティー反対論者と同じく、かれらもサティーを強いることには反対している。しかし、サティーをしようとする女性の自主性を尊重し、サティーそのものを否定するのではない。自発的にサティーを行う女性は、ラージプート女性の鏡であり、伝統の誇りであり、さらには過去の栄光の象徴なのである。

これにたいし、サティーに反対する人たち、とくにデリーやジャイプールなどの都市部を拠点とする女性団体は、あらゆる形のサティーを否定する。そこに女性の自主性を認めることは困難だからである。つまり、たとえ寡婦が「自主的に」サティーを行いたいという意思表示をしても、反対論者たちはそれが洗脳の結果、伝統そのものの犠牲の証左であるとみなす。女性たちには自主的な選択や決断する能力が欠如しているのである。したがって、必要なのは、彼女たちが自分たちでものごとを判断できるようにする教育である。それまでは、法的な整備を行い、サティーを実施する者を厳罰しなければならない。これが反対論者の主張である。つまり、女性団体のメンバーは、意図的ではないにしても、サティーをするような女性の自主性あるいはエイジェンシーをなく奪し、自分たちと異なる女性を構築することになる。すなわち、一方に、男性に支配され、抵抗することもかなわず、また伝統の桎梏から逃れることのできない犠牲者たる女性がいる。他方に、主体的に自分たちの生きる道を選んできた女性たちがいる。つまり、啓蒙されるべき他者としての「彼女たち」と啓蒙する私たちという図式が、はからずも成立しているのである。こうして女性団体のメンバーは、かつて炎に苦しむ女性を救う救済者としての役回りを演じた英国人の、ポスト・コロニアルな後継者となったのである。筆者はここに「言説の暴力」が作用していることを指摘したい。暴力を考察する場合、このような自己肯定的な性格の言説による「暴力」も無視してはいけないというのが本稿での立場である。もちろん、言説上の暴力は物理的な形態を取るわけではない。しかし、それによって一部の人びとが一面的に表象され、なんらかの不利益を被る場合、これも暴力と考えたい。

反対論者たちは、法律によるサティー禁止を国家に要求する。こうして、近代主義者たちが結託して、伝統主義を批判するというおなじみの対立が生まれるのである。伝統主義者は、国家に抗するマイノリティとして自身を位置づけ、サティーの意義をさらに実感し、こう主張する。西欧の思想にかぶれたよそ者たちに、わたしたちの伝統が理解できるのか、廃絶する権利があるのか、と。この対立図式において、当の寡婦たちの居場所はいつの間にか消滅してしまっている。

サティールを実行する寡婦たちを他者化し、さらには消し去ることなく、彼女たちのエイジェンシーを回復することはできないのだろうか。

ラージプートたちの考えに従えば、サティールを決意した寡婦は炎のように体が熱しているため、炎に接しても痛みは生じないとされる。彼女にとってそれは水浴と変わらない。この時点で、ラージプートたちもまた寡婦を他者化（神格化）している。まず、そのような考えを否定しなければならない。女性団体の主張に従えば、サティールを行う女性に自由意思は欠如している。このような考えもまた否定しなければならない。痛^いにもか^かわ^らず自発的にサティールを行う女性の存在をわたしたちは最初から否定すべきではない。このような想像力の地平においてはじめてわたしたちはサティールの他者化を避けることができるのである。擁護者のようにサティールを手放しで称賛するのではなく、他方で反対論者のように犯罪化することで、寡婦自身の視点をも無視してしまうのではない可能性として筆者は「哀しみの共同体」という概念を提案した [田中 1998b]。それは、サティールを行う女性の身体的な痛みと夫を亡くしたことの悲哀に注目し、その苦しみの経験を共有できる人たちの共同体である。これによって、わたしたちは、ラージプートたちの強固な共同体——「名誉の共同体」や自主性や主体性を重視する個人主義的な言説に抗することができるのである。

「名誉の共同体」とは、ラージプートたちがまもらなければならないと考えている集団、すなわちアイデンティティ・ポリティクスの基盤となる集団である。それは、より一般には家族であり、村落であり、親族集団であり、カーストであり、国家であり、複数の国家が集まる地域である。地域研究者や文化人類学者たちもまたこうした集団の存在を前提に地域や文化、民族について論じてきた。かれらは名誉の共同体を探し求め、名誉の根拠になっている文化や伝統、結束力などを記述してきた。かれらの基本的な問いかけ、○●地域とはなにか、●○文化とはなにか、▽△人とはだれか、という問いかけ自体が、アイデンティティ・ポリティクスに寄与してきた。これらの問いかけは、結局のところ、人びとの集合的アイデンティティを明らかにすることだからである。いや、明らかにするだけではない、かれらがそのようなアイデンティティ創りに寄与してきたのだ [Spencer 1989]。あなたたちの伝統とは……ですね、あなたたちの文化とは……ですよ、と確認し、それを記述することでその正体（アイデンティティ）を確定して（創出して）きたのは、ほかならぬ地域研究者や文化人類学者なのだ。アイデンティティ・ポリティクスの主体である名誉の共同体と文化人類学者・地域研究者の利害は、ここに一致する。文化人類学や地域研究が、近代主義批判を全面に出していることに筆者は賛同すると同時に、それがたんにフィールドの名誉の共同体の存在を確認するだけであるなら、不十分極まりないと考えている。

したがって、名誉の共同体にたいし、哀しみの共同体は、アイデンティティ・ポリティクスに絡み取られないような人びとの結びつきを意味する。それは、まさにそのせいで研究の対象から外されてきたと言えよう。これは、「共同体」ということばで表現されているが、むしろ個々の絆から成立するネットワークを想定してほしい。そこでの個人間のインタラクションは、偶発性によって特

徴づけられ、より重層的かつ動的なものである。このネットワークでは、代表/表象（リプレゼンテーション）は重要ではない。このネットワークに、それを代表=表象する存在は不在である³⁾。その理由は、哀しみの共同体を根拠づける痛みや苦しみが、本来表象不可能な感覚だからだ [Scarry 1985, 1994]。この痛みが神秘化されて——つまり痛みが隠ぺいされ、女神の祝福とみなされてはじめて、痛みは名誉の共同体の資源となるのである⁴⁾。

もっと言えば、哀しみの共同体は実在する集団やネットワークとして考える必要もないのかもしれない。むしろ名誉の共同体を相対化するために必要な対抗的概念として、すなわちわたしたちの解釈枠組みを拡大する起点となる概念として位置づけることも可能であろう。

以上の問題意識を念頭に置きつつ、本稿では、サティーに比べるとはるかに多くの女性たち（とその恋人や夫）を死に追いやった「名誉殺人」を取り上げ、そこに作用しているさまざまな暴力——殺害から言説上の暴力まで——について考えたい。

3. 名誉殺人の概略

本稿では、名誉殺人を女性の不道徳な行為がその家族や帰属集団（家族、親族、村落、カースト、宗教集団など）にもたらす不名誉を取り除き、名誉（*izzat*）回復の手段として行われる暴力（殺傷事件）と定義する。不道徳な行為とは婚前の性関係、親が認めない婚姻関係（ただし、認めない理由はさまざまである）、そして妻の不貞などである。名誉殺人はその言葉から殺人を指すということになるが、殺人未遂や拉致など、殺人以外の暴力も含めておきたい⁵⁾。

地域的には西は地中海、スペインやポルトガルから中東を経てパキスタン⁶⁾や北インド（ハリヤナ、パンジャブ、ウッタル・プラデーシュ州の一部）に認められるが、それだけでなく欧米を拠点とするインドや中東のディアスポラ世界にも共通する問題でもある⁷⁾。

いくつか数字を列挙すると、2007年インドで655の殺人事件が名誉殺人と認められている [The Hindu, 2008.8.29]⁸⁾。パキスタンでは2009年に647人だったという [Times of India, 2010.7.27]⁹⁾。

国連によると全世界で毎年5,000人殺されている [Times of India, 2010.3.8]。また、南アジア以外では、ヨルダンで毎年15人～20人殺されているという [Times of India, 2008.9.5]¹⁰⁾。もちろん、事故や自殺、あるいは行方不明や失踪として処理されているケースを考慮すれば、その倍以上の数の犠牲者が想定されよう。これに刑事事件とならなかった傷害や暴行、放火などの犯罪、さらに村八分や村からの追放のような集会的な暴力を加えると、被害者の数はさらに膨らむはずだ。

名誉殺人が生じる直接の原因は何か。まず、未婚の女性（娘）について言うと、結婚相手を子供が勝手に選ぶのを親が許さないという考え方がきわめて強い。サブ・カースト内で結婚すべきであるといった婚姻規則を守っていても親は激しく反対する。結婚という領域に子供による選択の余地はない。婚前交渉は当然のことながら禁止されている。性的ではないにしても特定の男性との親密な関係は許されない。不道徳とされる性関係の発覚や噂も名誉殺人の立派な動機である。異なるカー

スト間結婚や異なる宗教間結婚、さらに村内婚（近親婚）、同じゴートラ間の結婚（近親婚）の場合も強い反対が、親だけでなく同じ村やカースト集団からなされる。既婚者の場合、とくに妻の不倫やそうした疑惑が名誉殺人の原因となる。

驚くべきことに、電話で男友達と話していただけ、ラジオで孫娘に歌が男からささげられただけでも、殺人する動機となる。さらには、夫が妻の不貞を夢で見た、というだけで妻を殺した例がある。強姦されても、被害者が家の名誉を汚されたとみなされて殺害される [Times of India, 2010.7.27]¹¹⁾。

自分の娘や妻に以上のようなことが発覚すると、娘の父親や兄弟、また夫は、自らの手で、あるいは誰かを雇って娘や妻、さらには相手の男性をも殺害する。他方、殺害に訴えない場合は、娘をはやく親の決めた男と結婚させようとする。さらに、駆け落ちが発覚すると、娘の両親は相手の男性（結婚をした場合は夫）を誘拐犯人として警察に届ける。同居の場合は拉致されていると訴える。警察は、犯罪として駆け落ちを処理し、娘の捜索を開始する。駆け落ちを誘拐とみなしたり、その後の結婚を無効にしたりする有効な手段は、娘が成人ではなく未成年だと主張することである [Chakravarti 2005: 317]。未成年は、親の同意なしに結婚について自分で判断ができないとされている。

警官による捜索の結果、カップルが見つかり、親は和解を申し出て、一度娘を引き取る。そのあと彼女を監禁したり、殺害したりする。夫が妻を迎えに来て殺してしまう場合もある。カップルのほうは親の迫害を恐れ、警察や裁判所に保護を求めるが、かならずしもスムーズに運ばないで、手遅れになる。そこには司法当局の故意の遅延が働いているとみなされている。警察や司法を信じることはできないのである [Chakravarti 2005]。

殺害を行う、あるいは行うように頼むのは、娘の行為で名誉を失ったと考える人たちで、彼女の父、兄弟、叔父、母や姉妹などである。母や姉妹が手を下したとされる事例もある。さらに、名誉が家族だけでなく、村や親族集団に関わる場合、暴力はより集合的な性格を帯びてくる（次章参照）。

被害者は、女性だけでなく、その相手の男性、両方、あるいは男性だけということもある。さらに男性の家族や親族が犠牲になる場合もある。異なるカースト間の結婚、とくに男性側が地位の低い不可触民（ダリット）の場合、村に住む同じカーストの成員すべて、とくに女性が脅威にさらされる。同じことは、ヒンドゥー教徒と、マイノリティであるキリスト教徒あるいはイスラムの男性との結婚においても生じる。名誉殺人で相手の男性が殺されると、それがさらなる報復（男性側の親族による女性側の親族の殺害など）に発展することもまれではないが、男性側のカーストの地位が低い場合あるいは、宗教的にマイノリティに属している場合は、そのような報復が生じるおそれはすくない。

名誉殺人は、暴力や殺人であり、娘の勘当だけでは済まない。その理由のひとつは親や兄弟姉妹たちもコミュニティから排除される運命が待ち構えているし、自身の結婚ができなくなるからだ。姉妹の結婚が困難になるとわかって、駆け落ちをあきらめる女性もいるであろう。駆け落ち先から帰ってこない、代わりに姉妹を殺すと脅されて帰宅し殺された女性の事例もある。

殺し方はさまざまで、そこになんらかの形式を認めることは困難である。一方に突発的な殺害という印象を与えるものもあれば、他方に入念に計画をして事故に見せかけたりする場合もある。さらに、ナイフや斧で喉をかき切り、体中を刺すといったきわめて陰惨な場合もある。そして、自宅の前などに、裸でさらしものにする。ここになんらかの儀礼性——たとえば銃を使わない——を認める研究者もいる [Shah 1997]¹²⁾。他方、警察には病死や自殺だと説明し、誰にも知らせずにすぐに火葬して葬式も済ますことが多い。

名誉殺人にいたる過程では、駆け落ち発覚時、その後の保護の訴え、また犯罪がなされたあとの逮捕や起訴などの一連の展開で警察や裁判所が当然のことながら深く関わってくる。しかし、地方裁判所や警察は、名誉をめぐる容疑者と同じ考え方、価値観を共有していたり、政治家による容疑者擁護があったりして、即座に逮捕をしない、供述調書 (First Information Report; FIR) を無視するなどの行為が見られる。重罰になることはほとんどない。

政治家について言えば、地域で力を持っている支配カースト・メンバーの感情を逆なですると票を失うことになるので、容疑者を擁護するために警察や司法に介入する。

名誉殺人をさらに複雑にしているのは、名誉殺人だと刑は軽くなるため、真の殺害理由はほかにあるのに、名誉殺人だと主張する場合である。たとえば土地をめぐる争いをしてきたから、借金があったから、たんに憎いからなどの理由で相手の男性とその家族を皆殺しにしてしまうのである。

より一般的な要因としては、「民主化」への反発、女性の自由意志への恐れ、若者たちと旧世代との対立などを挙げることができる。インドに限って言えば、ハリヤナ州やパンジャブ州など、緑の革命の成功によって国内でもっとも豊かで、デリーなどの都会にも数時間で移動できる地域で生じているということに注目したい。経済的な発展が若者たちの「自由への逃走」を促していると言える。名誉殺人は若者たちの反逆にたいする旧世代側による暴力的な回答なのである。

下層カーストについて言えば、ダリットたちが留保制度を通じて自信を深めてきたという事実も無視できない [Kaushal 2010]。

こうした価値観をめぐる対立は欧米のディアスポラ社会においてより深刻と思われる。というのも、欧米の自由恋愛と愛に基づく結婚という価値観は、そこで育った南アジア系の男女に大きな影響を及ぼしていると推察できるからである。このため、子供たちをだまして故国に連れ帰って、そこで結婚を強制するというような事件が生じる。たとえば、英国籍をもっている女性との結婚は、男性に英国への移民を保証することになるから、願ってもない申し出となろう。娘たちは、英国大使館 (British High Commission) に逃げ込み、事件が発覚する。

最後に文化的原因にも言及しておく必要がある。冒頭に述べたように、地中海地域から、中東、そしてアフガンからパキスタン、さらに北西インドにかけて名誉と恥という概念がきわめて重要な男性性 (男性のジェンダー・アイデンティティ) の形成に大きな役割を果たしてきた。こうした文化的背景もまた、直接ではないにしても無視することはできない。

4. 事例

現代インドにおいて名誉殺人は、ハリヤナ、パンジャブ、ウッタル・プラデーシュ各州を中心に見られるが、タミルナードゥなど他州でも散見されている。本章では、インドで発行されている英字新聞記事（2000年から2011年まで）を資料として、要因を中心に分類を試みたい。

1) 異なるカースト間

インドでは、特定の地域に集住するサブ・カーストの間での結婚が一般的であった。こうした内婚規定が緩められ、現在では同じカースト内なら問題はないとされるが、異なるカースト間の結婚は避けなければならない。とくに女性が自分より低い地位のカースト出身の男性と性的に関係を持ったり結婚したりすることはきびしく罰せられる。

2004年5月、マハーラーシュトラ州、ヴァサイの妻とマールワリーの夫が結婚して夫の両親と同居していた。そこに妻の兄とその友人2名が現れて夫とその父、13歳の従兄、そして近所の男性を殺害した [Times of India, 2006.9.9]。

2004年9月、ラージャスターン州、ダリットの男性17歳と関係を持ったグージャルの女性15歳が駆け落ちして2か月後に自分の父と叔父たちに殺される。両親たちは少女が蛇か昆虫にかまれて死んだと伝える。2人が7月に駆け落ちすると、家族は少年が誘拐したと警察に届ける。警察がムンバイで暮らしていたカップルを見つけた。9月22日に殺された。警察は13人を逮捕するが、BJPの州議員はグージャルのため、罪の軽減に動いているという [Decan Herald, 2004.10.22]。

2008年6月、ハリヤナ州、ダリットの女性とカトリの男性を女性の兄弟が6月16日に殺す。かれらは2年前に結婚した [The Hindu, 2008.8.29]。

2010年3月、ハリヤナ州、ダリットの男性20歳が近所の高位カーストの女性15歳に告白。これを知って彼女の兄（17歳）が仲間と謀ってかれを殺す [Sunday Times of India, 2010.4.4]。ただし、これは名誉殺人と言えるのかどうか。女性に危害が加えられていないとしたら、低カーストへの見せしめのために男性を殺したというのが真相であろう。

2010年4月、デリー、4月29日にバラモンの女性ジャーナリスト23歳が自宅で殺される。男性はカーヤスタで、女性は妊娠していた。最初の逮捕者は母親だったため、母が殺したとみなされたが、詳細は不明 [Indian Express, 2010.5.3]。

2) 異なる宗教間

宗教が異なる場合、その結婚を告知しなければならない。しかし、すでに駆け落ちし、ひっそりと暮らしているカップルは、それによって居場所がわかるのを恐れるため、事前にどちらかが改宗をして、同じ宗教の結婚として済ませようとする。これなら告知する必要はないからだ。

2008年4月、マディヤプラデーシュ州、ムスリムの男性とヒンドゥーの女性が2年前に結婚した。結婚にあたって妻が改宗している。夫が女性側に射殺される [Asian Age, 2008.4.28]。

2009年7月、ウッタル・プラデーシュ州、メーラト、ダリットの少年とムスリム少女を後者の兄弟が殺害する。新聞には「もしどちらか生き延びていたら、ヒンドゥー・ムスリム問題になっていたろう」という村人のコメントが紹介されている [Times of India, 2009.7.26]。

3) 同じ村あるいは同じクラン

同じ村での結婚は、同じ父系親族集団あるいはクラン（ゴートラ）のメンバーからなるため、厳しく禁じられている地域がある。これは村全体の問題となり、カープ・パンチャーヤトが介入することが多い。とくにジャートとグージャルにみられる。カープはゴートラと同じ父系の親族集団を意味する。ここでは、村落内婚かどうか判別できない場合でも、ゴートラ内婚の事例であるならあわせて紹介しておく。ジャートのカープ・パンチャーヤトは、現行の法律にゴートラ内婚の禁止条項がないことを不服として、ヒンドゥー婚姻法の改正を求めている。

2007年6月、ハリヤナ州、土地所有者の娘である女性と貧しい母子家庭の男性の事例。男女とも同じ村で同じゴートラのため、カープ・パンチャーヤトによって村全体が夫の家族を村八分にした。実際にこれを宣言したのは、メンバーでもない会議派の運動家だった。交際を続けると25,000ルピーの罰金が科せられた。両者は、4月6日に駆け落ちしたため、妻側が誘拐として男を訴える。5月に両者は結婚したが、6月15日に妻の側の叔父に殺される [The Hindu, 2007.7.11]。裁判所はカープ・パンチャーヤトの司法権にたいし強い態度を示し、カープ・パンチャーヤトの主導者に終身刑を言いわたす（2010年3月）。この判決は、直接手を下した者以外が実刑を受けることになった点で、たいへん画期的なものと評価されている。

2007年7月、パンジャブ州、これは、異なるカースト間の結婚であったが、それよりも両者が同じ村出身であることが問題視された。女性はジャート、その夫はヴァールミーキ。妻の父が両者を殺した [Sunday Times of India, 2007.7.15]。

2009年7月、ハリヤナ州、同じゴートラ出身で反対されていたが、半年前に結婚した。その後妻が実家に戻り軟禁状態になる。これを連れ戻そうとして、夫が裁判所から保護の要請を受けた警察官と一緒に妻の実家を訪れる。すると、およそ400人の村人に取り囲まれて夫が殺される。警察官は何も手出しできなかった [Indian Express, 2009.7.23]。

4) 不道德さ

未婚あるいは既婚の女性が、性的関係を疑われたりして殺害されている。

2002年4月、デリー、母と娘が一緒になってもう一人の娘を殺す。殺された娘は妊娠していた [Asian Age, 2009.3.14]。

2005年8月、デリー、夫と別居中の女性が不道德だといううわさがあり、この女性の父が殺人を3万ルピーで依頼して殺害した [The Hindu, 2005.8.20]。

2008年5月、ハリヤナ州、3年前に結婚したにもかかわらず、妻が別の男と会っていたので離婚した。この二人は同居し始めた。5月5日にカーブ・パンチャーヤトの会合があり、このような不道德なことは許されない、という決意表明がなされる。8日に両者が殺される。妻は妊娠していた。妻とあたらしい男はどちらもジャート・カースト。妻の実家の外に見せしめのために2人の死体がさらされ、翌日に火葬される [The Hindu, 2008.5.11]。これはカーブ・パンチャーヤトが実刑を宣言した事例である。

2008年10月、ハリヤナ州、ディワリの夜（10月28日）に遅く帰ってきた少女2人が襲われ、意識を失う。そのまま火に投げ込まれ殺されてしまう [The Hindu, 2008.11.14]。

2010年5月、アーンドラ・プラデーシュ州、2人の子供の父（ダリット32歳）とその愛人（高位カースト、22歳）が後者の家族によって投石で殺される [Telegraph, 2010.5.20]。

5) 結婚反対

紙面からはたんに親が反対した、という以上のことは不明な事例を紹介しておく。

2005年10月、デリー、アーリヤ・サマージ団体が管轄する寺院で2月に結婚したが、しかし、親に反対されたため、妻は実家に住み続け、まだ同居していなかった。妻の両親と夫と妻の4人で話し合いをすることになる。途中で口論となり路上で父親が2人に発砲し、妻だけが死ぬ [Times of India, 2005.10.8]。

6) 娘による親の殺害

ここでは、名誉殺人の被害者となりかねない女性が、反対に家族を殺害した事例をふたつあげておく。

2009年9月、ハリヤナ州、9月14日に18歳の女性が20歳の恋人の助けを借りて、自分の家族7名を殺害した。両者は同じゴートラだったため結婚を反対されていた。被害者は、両親、祖母、弟、3人の従兄である [Times of India, 2009.9.21]。

1999年7月、ラージャスターン州、15歳の少女が母、弟、妹3人の5人を刺し殺す。20歳の恋人との関係をとがめられ、父親がその恋人を殺すと脅していた [Indian Express, 1999.7.28]。

7) 欧米における名誉殺人

すでに述べたように、欧米社会における自由恋愛と恋愛結婚、処女性の軽視という考え方は、ディアスポラ・コミュニティの若い世代にも確実に影響を与えている。他方、移民一世の場合、外国の同胞コミュニティに依存しなければならないため、世間の眼をよけいに気になってしまう [サンゲラー 2010: 307]。このため、親の世代との対立がはげしさを増しているということは、容易に想像がつく。ただインドと異なり、警察や司法、議員が名誉殺人を支持する価値を共有しているわけではない。この意味で名誉殺人を犯罪とみなし、これにたいする法の強化についても大きな反対はない。

2002年にクルド人、16歳の少女が父親にめった刺しにされて殺された。この事件をきっかけに英国において名誉殺人という風習が知られることになり、これを妨げる「強制結婚法 (The Forced Marriage (Civil Protection) Act 2007)」が制定された。

しかし、問題は英国なら英国だけにとどまらないということである。すなわち、殺人が故国で行われることもあり、たんなる旅行だと思って帰国すると、その場で強制的に結婚が執り行われることもある。たとえば、2004年、アジア系のラジオ番組で、ある女性にささげられた歌がリクエストされたが、これを聴いた女性の家族が恥をもたらしたとして、彼女をパキスタンに連れて行って殺させたと言われている [www.thefreelibrary.com/radio+song+dedication+'led+to+honour+killing'.-a01258635, 2011年10月1日閲覧]。また、2000年6月8日、NRI (Non-resident Indian, この場合はシク教徒) のカナダ人女性が、母に命ぜられた殺し屋によって殺される。場所は滞在先のパンジャーブ州だった。女性の叔父はバンクーバーのシク教徒のコミュニティ主導者で、殺し屋に50万ルピーを払った。彼女はインドで知り合ったオートリキシャの運転手と結婚していた [www.nriinternet.com/NRI_Murdered/INDIA/A_Z/J/Jassi/2007.htm, 2011年10月1日閲覧]。

5. 考察

本節では、まず名誉殺人の言説をめぐる特徴について考察をし、つぎにサティーとの比較を行うことで名誉殺人の性格について理解を深めたい。

1) 伝統と犠牲をめぐる言説

名誉殺人を伝える記事から、冒頭でサティーについて示した、伝統と近代という対立図式が見えてくる。さらに、伝統の犠牲という視点も認められる。この点を本節で確認した後、次節でサティーとの相違を考えていくことにしよう。

2006年の最高裁で名誉殺人は「残酷で、封建的な心 (feudal-minded) をもった人々によって犯される野蛮かつ恥ずかしい殺人行為 (barbaric and shameful acts of murder)」として非難されている [The Hindu, 2008.8.29]。あるいは、それはコミュニティ全体の権利と個人の権利との対立のような、旧と新とのぶつかり合いともみなされてきた。サティーがラージプート・カーストのアイデンティティ・ポリティクスと密接に関係していたように、名誉殺人もジャートなどのカーストにとってはアイデンティティ・ポリティクスの一部とみなすことも可能である。カーストや村落生活を理想化する態度に警鐘を鳴らし、「とくに家父長的、狂信的な排他主義、カースト、コミユナルな価値が圧倒的に支配するという点で、村は大変こわくて野蛮な場所」とみなす語りもある [Natarajan, 2009]。理想化するにせよ、批難するにせよ伝統の側に個人は想定されていない。村人は伝統に縛られている存在である。被害者たちはなによりも伝統の犠牲者なのである。

「犠牲者」という言葉が加害者を表現するために使われている判決もある。2004年、バラモンの兄が当時19歳の妹の夫 (不可触民のイーラーワー・カースト)、夫の父、そして未成年2名を殺した。地方裁判所と高等裁判所で死刑判決が出たが、2009年に最高裁判所で25年の禁錮刑へと減刑された。ここで判事は、減刑の理由をつぎのように述べている。「妹がなにか異常なことを犯した。今回はそれが秘密の恋愛から生まれた異なるカースト間、異なるコミュニティ間の結婚であったわけだが、そういうときはそんな恋愛を阻止する責任があるのは、当然のことながら、あるいはそうでなくても、兄であるというのは一般的な経験である。かれが、間違った、しかし真のカースト問題の犠牲者であるなら、死刑を正当化することはできないだろう。まったく正当化できないにしても、カースト、コミュニティ、宗教が支配しているという不道徳な状況がむきだしの現実なのである」 [The Hindu, 2010.3.8]。この判決にたいし、夫を殺された実妹が見直しを嘆願している。

これまでの名誉殺人をめぐる問題は、一般常識においてもそれを罰すべき犯罪とみなしていないことであった。名誉殺人自体が、不名誉をもたらした——したがって罰を受けなければならない娘とその男に対する刑罰 (死刑) だったのである。地域社会は正しい、それは犯罪ではなく報復 (罰) なのである。この判決文では、名誉殺人を社会悪 (カースト問題) と、正しく認識している点で一歩前進と言えるが、それが犯罪そのものを軽くしてしまう——悪いのは社会だ、殺害者ではない

——理由として使われているという点に新たな問題を認めることができる¹³⁾。

もうひとつ、犠牲という言葉が出てくる文章を紹介しておきたい。これは母と娘が直接手を下した事例（前掲）だが、記事は「容疑者は、インド社会の考え（social thinking in India）の犠牲者である。彼女たちは、もう一人の娘を殺すことで未婚の母がもたらす恥やスティグマを隠せると考えたのだ」という裁判官の言葉を引用している [Asian Age, 2009.3.14]。この文章だけからは言明はできないが、男性の殺害者をめぐる犠牲者発言と異なり、なにをしても女性は犠牲者である、という考え方をここに推察することも可能であろう。

2) サティーとの比較

ここで、サティーとの比較を考えるうえでいくつか確認しなければならない点がある。サティーの場合は寡婦が死に、名誉殺人の場合はつねにとは限らないが、結婚や性的規範を犯した女性やその相手の男性、あるいは両方が殺される。サティーで問われた寡婦の能動性（強制か自発か）は、あいまいなものであり、論争的となった。この場合も圧倒的に多いのは女性への暴力である。これにたいし（女性だけに議論を絞ると）、名誉殺人の場合自発的に女性が死ぬかどうか、が問われているのではない。女性は死を拒否し、抵抗するにもかかわらず、殺される。彼女の生きようとする意図をだれも否定することはできない。名誉殺人で問題となる女性の自発性は、結婚に至るまでの過程で問われるにすぎない。しかし、たとえ彼女の自発性が認められたとしても、問題が解決するわけではない。なぜなら、名誉殺人は、女性が自発性を発揮することへの刑だからだ。こう考えると、伝統と近代の対立は、サティーと異なり、名誉殺人を擁護する人たちと反対する人たちという次元を超えて、当事者たちのあいだにすでに存在することが明らかである¹⁴⁾。名誉殺人とは、伝統社会の内部に生まれた「近代の芽」を摘もうとする暴力なのである。

女性は自らの意思を持って結婚を選び、それにたいする刑（名誉殺人）に抵抗する。この意思を持った女性に対立するのは、殺人を執行する男たちだけではない。親の決める結婚相手を受け入れる数多くの女性たちもまた、彼女に敵対する。したがって、彼女たちもまた潜在的に、そして現実には殺害者となり得るのである。さらに言えば、野蛮なのは殺人だけではない。自発的か（伝統の）犠牲かが問われるべきなのは、殺害者のほうなのである。まず、この点を確認しておこう。殺害者は圧倒的に男性が多いということを考えると、自発的かどうか、という問いは、サティーの場合と異なり、女性だけに特化する必要はない。

もうひとつ考えておかなければならないのは、名誉殺人が理想としているのはお見合い（arranged marriage）だということである。そして、それは理想ではなく、大半のインド人が受け入れている結婚様式なのである。名誉殺人は、この常態から外れる者への処罰であった。ところがサティーの場合、サティーこそが理想であり、その実践が例外なのである。サティーを行わない寡婦たちに待ち受けているのは、さまざまな差別である。それが夫を殺したとされる寡婦への処罰なのである。サティー

は処罰ではない。それだからこそ、その犯罪性が問われたのである。

3) 他者化の失敗

サティーにおいては、伝統社会における寡婦の惨めさが議論になったが、名誉殺人においては、それを正当化するお見合いの批判が出てくることはなかった。なぜか。それは、近代主義を標榜する批判者たちもまた、多くがお見合いをしているからではないのか。つまり、名誉殺人を批判する言説においては、サティーの場合と異なり、幸いにも(?) 伝統を生きる人びとの他者化は不完全に終わっているのである。批判する側も名誉殺人を犯して批判される側もお見合い婚を実施しており、自分の意志を貫いた結果、殺される女性のほうかはるかに「先を進んでいる」のである。彼女は被害者の犠牲者であり、その意味で伝統の犠牲者である。しかし、彼女は伝統に従属していたわけではない。彼女は伝統と戦い、抵抗し、そして命を落としたのである。

興味深いのは、英国では名誉殺人の刑を強化するために「強制結婚法」が制定されたということである。なにをもって強制とするかの判断は難しいとしても、英国においては、名誉殺人の本質がお見合い婚=強制婚にあるということを見抜いていたと言えよう。同時に、この法律の制定は、<自由恋愛に基づく結婚をするわたしたち>と<強制結婚をするかれら>という対立図式が、インドでは成立せず、英国において成立可能になるということを示唆していよう¹⁵⁾。名誉殺人は、サティーと異なり、インドを近代主義と伝統擁護派に二分することに失敗し、インドと英国を代表とする欧米との対比をより強固にしたのである。

さらに注目すべきなのは、この法律はなにも英国に住むインド系ディアスポラを対象にしているのではない。それは中東や南西アジアからの移民社会の慣習を想定している。「強制結婚法」を通じてインドはこうしてこれまで通り「オリエント」の一部だということが確認されることになる。

お見合い婚が一般的であることを考えると、名誉殺人はインド国内に伝統と近代という対立を持ち込むことに失敗した。批判者たちは恋愛結婚を理想とし、これを実践する欧米の運動家たちと真に連帯することはなかった。他方、お見合い婚や名誉殺人がインドだけでなく「オリエント」全域に認められるという事実は、それらをインド固有の誇るべき伝統として位置づけることを不可能にする。この結果、サティーの事件のような全インド的な論争を引き起こすこともなかった。

4) 殺すことの痛み

犠牲という視点から考えると、英国人にとってお見合い婚をしているインドの女性全員が犠牲なのである。さらに、サティーの事例では、死んでしまう寡婦が反対論者から犠牲者とみなされていたが、名誉殺人では、判決文では殺す側も犠牲とみなされていた。とするなら、わたしたちは同じように、サティーにおいても殺す側について「犠牲」という言葉を使ってもいいかもしれない。しかし、筆者が使う犠牲という視点は、殺害者が、男であれ女であれ、理由はどうであれ伝統の犠牲

者であるという意味においてはではない。そうではなく、殺害者のリアリティにさらに近づくためなのである。

名誉殺人の場合、不名誉は家族全員にもたらされる。そして、村八分になるのは、家族全員なのである。このため、村八分になった家族は自分たちの名誉回復のために、殺人などの暴力に訴える。勘当だけでは済まないのである。名誉の殺人の被害者に死後の回復はない。称賛されるのは殺害者のほうである。殺害者は、再度名誉の共同体に参加することが許されるのである。

しかし、家族がメンバーの一人である女性を殺すにいたる過程は、たとえ殺し屋を雇う場合でも単純な話ではなからう。殺害の決定が家族というより、カープ・パンチャーヤトなどの組織でなされた決定である場合、家族が強制されてことに及んだ、ということもあり得よう。また、家族全員が、娘のとった行為（たとえば駆け落ち）に名誉を汚された、と思っ**て**はいないかもしれない。名誉を汚されたと思ったとしても、殺そうとまでは考えていないかもしれない。新聞記事から読み取ることができない亀裂をあらためて探し求める必要がある。

ここでまず提唱したいのは、殺人に及ぶ側に哀しみや痛みを読み取るという視点である。みずからの暴力を受ける娘や姉妹の苦しみや痛み¹⁶⁾に直面さざるを得ない殺害者の苦悩に注目し、名誉殺人がけっして強固な伝統に支えられているわけではない、ということ¹⁶⁾を明らかにする必要がある。サティールについて、筆者は炎に焼かれる女性の痛み¹⁶⁾に注目すべできると述べたが、殺人を犯す側の「痛み」にも目を向ける必要があるのではないのか¹⁶⁾。殺害者もまた、「痛みを共有する犠牲者」と言えないだろうか。殺害者自身が哀しみの共同体の一員となり得るという視点をここで強調しておきたい。

もうひとつ提唱したいのは、その様な殺人に反対する家族——たとえば母や妹に注目する視点である。被害者のとった行為によってみずからにも不利益が生じるとしても、なおそれを赦そうとする人びとが存在するはずである。

次節ではこのような亀裂の可能性をスリランカの事例に言及することで考えることにしたい。

5) ムルガンとカマラーの駆け落ち

1983年1月に、美貌で評判のカマラー（仮名、以下も同じ）がシヴァンと婚約した。シヴァンの家は裕福で、盛大に婚約式が執り行われた。ところが、カマラーは2月に別の男性ムルガンと駆け落ちをし、すこししてからムルガンの実家で同居し始める。ムルガンの親がこの駆け落ち婚を承認したのである。このまま幸せに暮らすかと思われたが、7月末にカマラーは出産で死亡する。シヴァンとムルガンの父親は兄弟のため、両方とも平行イトコ（キョウダイ）となる。キョウダイ同士でカマラーを取り合うことになったのである。ちなみに彼女はかれらにとって交叉イトコで結婚に最適とされる存在であった。このため、結婚それ自体に問題はなかった。問題は、すでに関係をもって妊娠までしていたにもかかわらず、婚約式を受け入れたという事実である。シヴァンとその家族の名誉はいちじるしく傷ついた。駆け落ち後シヴァンやムルガンの兄弟同士で諍いがあったようだ

が、大きな暴力事件には発展しなかった。ただし、カマラーの死はシヴァンによる邪術ではないか、といううわさが流れていた。

名誉殺人はここでは起こっていない。しかし、そのような殺害を仮定するとしたらどうであろうか。本来なら夫となるシヴァンが妻のカマラーに恥をかかされた、ということになり彼女を殺害する、という展開になろう。あるいはカマラーの父が娘の不道德な行為を恥じて彼女を殺す……。

だが、どちらも実際に生じなかった。そこにどんな力が働いているのか。たんに文化の相違のせいかもしれない。恥をかかされても、村八分などのコミュニティの力がここには存在しない¹⁷⁾。制裁があったとしても、ムルガンの家は裕福であり、両親がそうした制裁を恐れていたとは言えない。むしろ、駆け落ちを支援していたとさえ噂されていた。こういう社会状況で名誉の共同体が発動する可能性は低い。それはせいぜい家族の次元で認められるだけである。では死を喚起するような事件は何も起こらなかったのか。

ここで興味深いのは、駆け落ち後、ムルガンの姉とカマラーの姉が農薬を飲んで自殺未遂を図っていることである。これは、彼女たちによる駆け落ちへの抗議であった。ムルガンの姉によると、シヴァンに申し訳ないという気持ちが死を選んだという。シヴァンはムルガンの姉にとってアニ(平行イトコ)であった。自殺に失敗したあと、ムルガンの姉は、ムルガン夫婦との同居を嫌って、小学生の妹と一緒に家を出てしまう。つまり、ムルガンの家族はけっして一体ではない、ということである。ムルガンの姉はシヴァンの苦悩に共感し、みずから死をもってその苦悩に応えようとしたのである。

同じことはカマラーの父の姉についても妥当するのではないか。彼女の行為は、妹の恥ずかしい行為によって名誉が汚されたという意味で、自身の死をもってその名誉回復を図ったと考えることも可能である。妹が不道德で、知らない男性と駆け落ちした、というのならそう解釈するだけでいいかもしれない。しかし、彼女の場合も、シヴァンへの共感が表明されていることに注目したい。みずからの名誉を守るためという行為以上の動機が存在するのである¹⁸⁾。

重要なことは、家族という名誉の共同体はけっして一体ではないということである。しかも二人の自殺未遂は、伝統の犠牲の結果でも強いられたものでもない。駆け落ち事件をきっかけに生じた村内の対立に自身が巻き込まれた状況での判断である。

6. おわりに

名誉殺人の背後には名誉の共同体による暴力(村八分)が作用している。それに抗い、家族に不名誉をもたらした娘を守るのは容易ではないだろう。だが、駆け落ちをしたり、未婚の母になった娘の親たちがみな娘を殺したりしているわけではない。報道されている名誉殺人の背後には、偽装に成功した数多くの名誉殺人が存在する。しかし、それ以上に村八分に抗い苦境を強いられている家族たちが多々いるのではないだろうか。そこにどのような力が作用しているのか。この力を解明

することこそが、現代インドに数多くみられる名誉の共同体による暴力——サティーや名誉殺人はその一部に過ぎない——を克服することになろう。これに関して、本稿では、家族を名誉の共同体の末端子とみなすのではなく、そこに亀裂を認め、さらには殺害する側にさえ「痛み」を想像することの重要性を示唆した。家族は名誉の共同体の一部として作用すると同時に、それに抗う絆——「哀しみの共同体」をも培っているのではないか。

このように考えると、1987年に起きたサティー事件の考察に基づいて提案した「哀しみの共同体」は、案外現実においてはさまざまな領域で作用していると考えられるべきではないか。この思いを梃として、わたしたちは名誉の共同体を求め、結果としてそれを承認してしまう地域研究者や文化人類学者の方法——それはまた他者化あるいは「言説の暴力」に加担する危険性も含まれているわけだが——とは異なる回路を模索し、現代インドのアクチュアリティへと到達しなければならない。

追記

本稿執筆に当たっては女性開発研究センター (Centre for Women's Development Studies) のスタッフ、Sherry Sabbarwal パンジャブ大学教授、Anil Malhotra 弁護士、パンジャブ大学に留学中の東聖子さんにお世話になった。また最初のドラフトは、2010年5月13日に開催された KINDAS2 の研究会 (現代インドの人類学セミナー1) で発表した。ここに記して感謝する。

註

- 1) インドにおける女性の暴力について多くの書籍が出版されているが、日本語で読めるものとして [謝 1990] を挙げておく。
- 2) サティーについては [田中 1998b] を参照。
- 3) 詳しくは [田中 2009] を見よ。
- 4) したがって、筆者は追悼という形で死者の痛みや苦悩を語ることに反対である。追悼もまたアイデンティティ・ポリティクスの一形態であることが多いからだ。
- 5) 本節については [AIDWA 2010] を参照した。婚姻と名誉の関係については [Mody 2008: 196–203] が詳しい。
- 6) パキスタンについては [Aurat Foundation 2004; Shah 1997; Warraich 2005] を参照。もっとも重要なのが、[Jafri 2008] である。パキスタンのシンド州で調査を行ったシャーはバローチスターンに名誉殺人の起源を求めている [Shah 1997: 243; Warraich 2005: 80]。
- 7) ディアスポラ社会については [サンゲラー 2010] を参照。名誉殺人自体が主題として取り上げられているわけではないが、身分の違う男性との駆け落ちを選んだ女性の心情や社会的な問題が生き生きと語られている。
- 8) 新聞記事は新聞名と日付のみを記載している。新聞の署名記事と、評論などの記事は名前と題目を記載している。
- 9) 1998年から2003年までの6年間の統計では、男性の被害者が1,327人、女性の被害者が2774人で、年平均683.5人となり [Warraich 2005: 80]、2009年は若干減少していることがわかる。

- 10) トルコについては [Düzkan and Koçali 2000; Yirmibeşoğlu 2000] 参照。
- 11) サンゲラーは、学校からの帰り道にと露出狂の男性に会っただけでも、父親に怒られ「そんな目にあわないように気をつけるのが、お前たちの役目じゃないか！自分で自分の名誉を傷つけたいのか」と非難されている [サンゲラー 2010: 251]。
- 12) ここで述べている儀礼性は形式的行為を意味し、宗教的観念に基づく行為を意味してはいない。後者の視点から名誉殺人を論じる——たとえば穢れの排除など [Jafri 2008: 62]——ことももちろん可能であろう。
- 13) さらに、司法界に数多いバラモンが、容疑者だから軽減されたのではないかと疑うこともできる。殺す側を犠牲者とみなす議論についてはパキスタンの事例ではあるが、[Jafri 2008: 63] にも認められる。
- 14) この点については、[Das 1999: 468] を参照。著者はサティーを例にとり、女性団体と伝統擁護者という対立が伝統的な共同体の内部にも認められるのではないかと論じている。
- 15) 北欧での強制結婚を禁じる法制定の動きについては [Bredal 2005] を参照。
- 16) ただし、名誉殺人が称賛されるのは、親が本来護るべき子供を殺すというその壮絶さをも含めてのことかもしれない。サティーの痛みが神秘化されて名誉の共同体の資源となったように、親の痛みも神秘化されているのかもしれない。なお、カンワルのサティーの場合、火をつけたのは義理の弟であったが、嫁と夫の弟は家庭内で一番親密な非性的関係が生まれるとされている。義理の弟が火をつけたのは、未成年で罪が問われても軽いからだと言われているが、一番親しかった年下の男が火をつけるという視点からも考察すべきかもしれない。
- 17) 村八分という制裁がないわけではない。サービス・カーストのサービスを受けられない、といった制裁は存在する。
- 18) この村では、キョウダイ・シマイについては年齢が高いほうからまず女性が結婚し、そのあと男性が年齢順に結婚するのが理想とされている。両者はともに、自分より年下のムルガンとカマラーが先に結婚したため、自身の将来に悲観した、という説明も聞かれた。しかし、駆け落ちをしなくても、カマラーは年下ながらシヴァンと結婚が決まっていたのであり、この説明に説得力はない。

参考文献

- サンゲラー、ジャスビンダル、2010、『恥と名誉—移民二世・ジェンダー・カーストの葛藤を生き延びて』阿久澤麻理子訳、解放出版社。
- 謝秀麗、1990、『花嫁を焼かないで—インドの花嫁持参金殺人が問いかけるもの』、明石書店。
- 田中雅一、1998a、「暴力の文化人類学序説」、田中雅一（編）『暴力の文化人類学』、京都大学学術出版会、3–28 頁。
- 田中雅一、1998b、「女神と共同体の祝福に抗して—現代インドサティー（寡婦殉死）論争」、田中雅一（編）『暴力の文化人類学』、京都大学学術出版会、409–437 頁。
- 田中雅一、2009、「エイジェントは誘惑する—社会・集団をめぐる闘争モデル批判の試み」、河合香吏（編）『集団—人類社会の進化』、京都大学学術出版会、275–292 頁。
- AIDWA, 2010, *Let us Love and Live: In the Name of 'Honour,'* New Delhi: AIDWA (All India Democratic Women's Association).

- Aurat Foudation, 2004, *We Demand Strong and Effective Legislation to Eliminate 'Honour' Crimes*, Lahore: Aurat Publication and Information Service Foundation.
- Bredal, Anja, 2005, "Tackling Forced Marriages in the Nordic Countries: Between Women's Rights and Immigration Control," in Lynn Welchman and Sara Hossain (eds.), *'Honour': Crimes, Paradigms and Violence against Women*, London: Zed Books, pp. 332–353.
- Chakravarti, Uma, 2005, "From Fathers to Husbands: Of Love, Death and Marriage in North India," in Lynn Welchman and Sara Hossain (eds.), *'Honour': Crimes, Paradigms and Violence against Women*, London: Zed Books, pp. 308–331.
- Das, Veena, 1999, "Communities as Political Actors: The Question of Cultural Rights," in Nivedita Menon (ed.) *Gender and Politics in India*, New Delhi: Oxford University Press, pp. 441–471.
- Düzkan, Ayşe and Filiz Koçali, 2000, "An Honor Killing: She Fled, Her Throat wa cut," in Pinar Ilkkaracan (ed.), *Women and Sexuality in Muslim Societies*, Istanbul: Women for Women's Human Rights/Kadinin Insan Haklari Projesi, pp. 381–387
- Jafri, Amir H., 2008, *Honour Killing: Dilemma, Ritual, Understanding*, Karachi: Oxford University Press.
- Kaushal, Pradeep, 2010, "Once upon a Time, in 21st Century Haryana....," *Indian Express*, 27 April 2010.
- Mody, Pervez, 2008, *The Intimate State: Love Marriage and the Law in Delhi*, New Delhi: Routledge.
- Natarajan, Jayanthi, 2009, "Nothing Honourable about Honour Killing," *Asian Age*, 3 Aug. 2009.
- Shah, Nafisa, 1997, "Role of the Community in Honour Killings in Sindh," in Neelam Hussain, Samiya Mumtaz and Rubina Saigol (eds.) *Engendering the Nation-State vol. I*, Lahore: A Simorgh Publication, pp. 242–259.
- Scarry, Elaine, 1985, *The Body in Pain: The Making and Unmaking of the World*, Oxford: Oxford University Press.
- , 1994, *Resisting Representation*, Oxford: Oxford University Press.
- Spencer, Jonathan, 1989, "Anthropology as a Kind of Writing," *Man (N.S.)*, 24-1, pp. 145–64.
- Warraich, Sohail Akbar, 2005, "'Honour Killings' and the Law in Pakistan," in Lynn Welchman and Sara Hossain (eds.), *'Honour': Crimes, Paradigms and Violence against Women*, London: Zed Books, pp. 78–109.
- Yirmibeşoğlu, Vildan, 2000, "Sevda Gök: Killed for Honor," in Pinar Ilkkaracan (ed.), *Women and Sexuality in Muslim Societies*, Istanbul: Women for Women's Human Rights/Kadinin Insan Haklari Projesi, pp. 389–391.